

福祉型障がい児入所施設からの地域移行について

1 福祉型障がい児入所施設における年齢超過者の地域移行フロー

さまざまな課題を抱える入所者の地域移行を進めるにあたっては、移行前の準備から移行後のフォローまでの各段階において、送り出す側・移行を進める側・受け入れる側等による多面的な支援が必要である。(別紙1参照)

今後 18 歳を迎える契約入所児童の地域移行や、障がい者支援施設入所者の地域移行の支援においても同様である。

2 強度行動障がいに係るグループホーム補助金について

強度行動障がいのある方については、障がい特性等に応じた支援や環境整備が必要となるため、その受け皿となるグループホームに対して、移行時の調整にかかる人員確保のための経費や、障がい特性に対応した住宅改造費用を一部助成することにより、地域移行を促進する。(別紙2参照)

3 地域移行支援に関する重層的研修の実施について

- ・重度の知的障がいがある等、言語による意思確認が難しい人も少なくないことから、障がいのある人の自己決定とその支援についての理解が必要不可欠である。
- ・また、施設退所後の生活の場となりうるグループホームでは、入居者の障がい特性に応じた支援体制や環境づくりが重要となる。
- ・加えて、障がい者支援施設からの地域移行が進まない状況を踏まえれば、地域移行を推進する相談支援事業者と、受け入れる役割を担うグループホーム事業者に対する一体的研修を行うことにより、地域移行支援についての理解を深め、具体的な取組につなげる必要がある。
- ・個別の地域移行支援を実施する際には、必要に応じて、スーパーバイザーの派遣事業を活用して研修等を行う。
- ・今年度は、これらの研修を重層的に実施する予定としている。(別紙3参照)

4 本市における福祉型障がい児入所施設の年齢超過者の状況について

福祉型障がい児入所施設における 18 歳以上の入所者は、令和 2 年 4 月 1 日時点では 65 人であったが、令和 2 年 8 月末日時点では 53 人となっている。

なお、18 歳以上の入所者が多い「敷津浦学園」については、令和 2 年度からコーディネーターを 2 人配置して地域移行に取り組んでいる。

(参考) 国の対応方針 (18 歳以上の障がい児入所施設入所者への対応について)

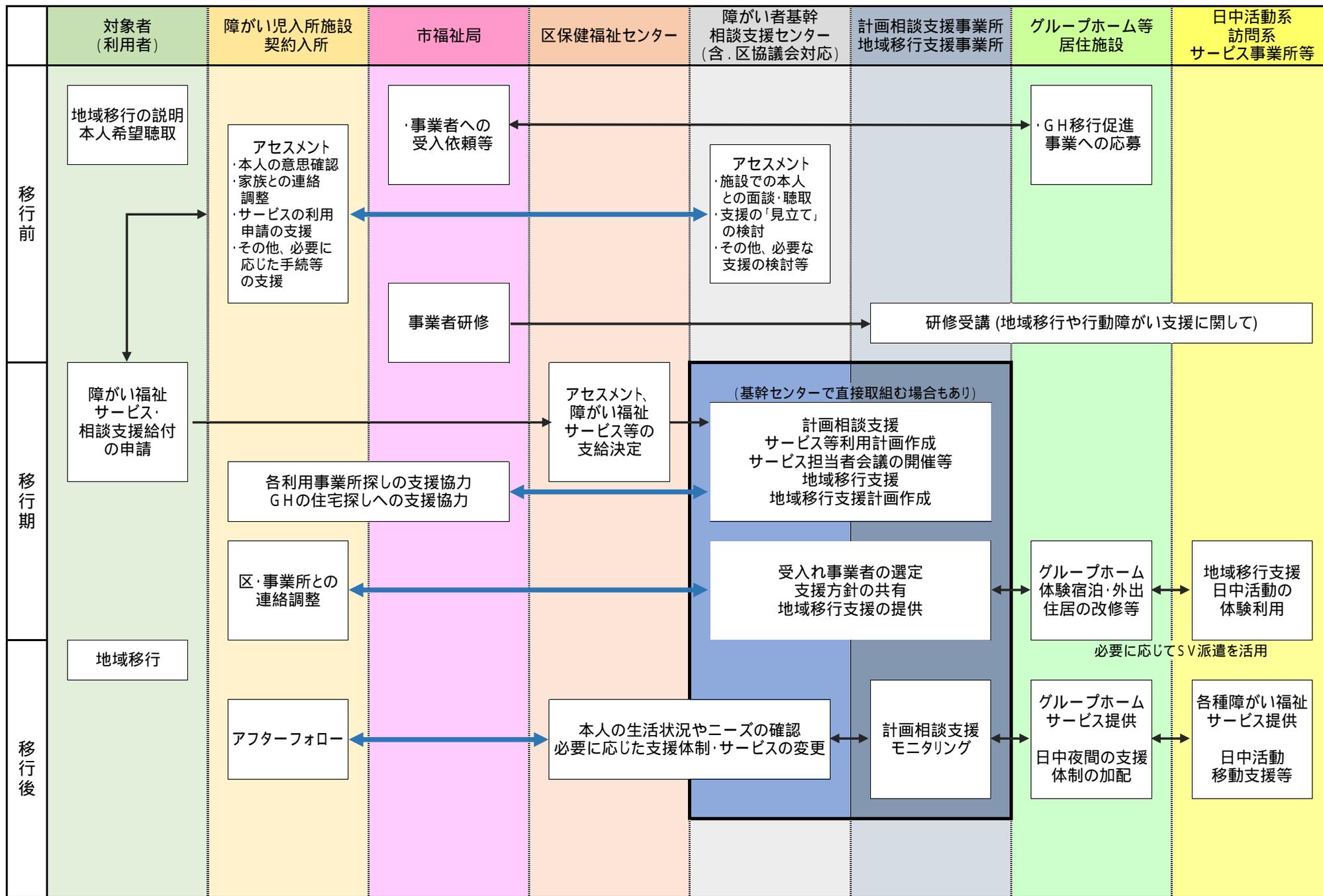
- ・入所児童の最善の利益を保障する観点からは、地域や他施設に適切な受け皿がないのに、18 歳以上となったことをもって強制的に退所させられることにより、本人が行き場のない状態に陥ることがあってはならない。
- ・他方で、18 歳以上を対象とする障がい福祉サービスも多く、年齢に応じてこうしたサービスを利用する機会が確保される必要がある。
- ・また、入所施設の中に児童と大人が混在することにより、年齢に合った児童集団の形成が困難であり、また年齢に合わせたきめ細かい支援体制の確保ができないなど支援の質が低下するおそれがあることにも留意すべきである。

- ・このため、障害児入所施設も児童福祉施設であるという原則に立ち返り、福祉型については、満 18 歳をもって退所する取扱いを基本とすべきである。
- ・また、現在入所している既に 18 歳以上となっている入所者については、障害児入所施設の指定を受けていることをもって障害者支援施設の指定を受けているとみなすみなし規定の期限 (令和 3 年 3 月 31 日まで) を、これ以上延長することなく成人期にふさわしい暮らしの保障と適切な支援を行っていくべきである。
- ・今後の退所後の処遇については入所年齢や発達状況を考慮し、また、社会的養護施策の自立援助ホームや社会的養護自立支援事業等の取り組みも参考にし、22 歳位まで柔軟な対応や強度行動障害など本人の障害特性等のために地域や他施設での生活がどうしても受け入れが困難である場合における対応も含めて検討すべきである。
- ・併せて、以上の施策を円滑に進めるために必要な諸措置を検討すべきである。
- ・その際には、障害福祉サービスとの連携、移行先の充実の検討も必要である。

「障害児入所施設の在り方に関する検討会報告書」(令和 2 年 2 月) より抜粋

福祉型障がい児入所施設における年齢超過者の地域移行フロー

【別紙1】



強度行動障がいのある方のグループホーム移行促進事業について

【事業目的】

- ・強度行動障がいのある方については、障がい特性等に応じた支援や環境整備が必要となるため、移行先の確保が難しく、地域移行が進んでいない、そこで受け皿となるグループホームに対して、移行時の調整にかかる人員確保のための加算や、障がい特性に対応した住宅改造費用を一部助成することで、地域移行を進める。
- ・特に障がい児施設に入所している年齢超過者については、児童福祉法の改正により令和3年3月末までに成人の生活の場へ移行することが求められている。
(大阪市全体の年齢超過者：令和2年度当初 65人)

1. 移行時の調整にかかる人員確保のための加算(入居前後の支援)〔令和2年度予算：32,197千円〕

新たに強度行動障がい者を受け入れるグループホームに対して、受入に向けての調整や住居の確保、設備等の準備、受入後のグループホームでの生活が安定するまでの間の集中支援等にかかる経費を支給し、移行を促進する。

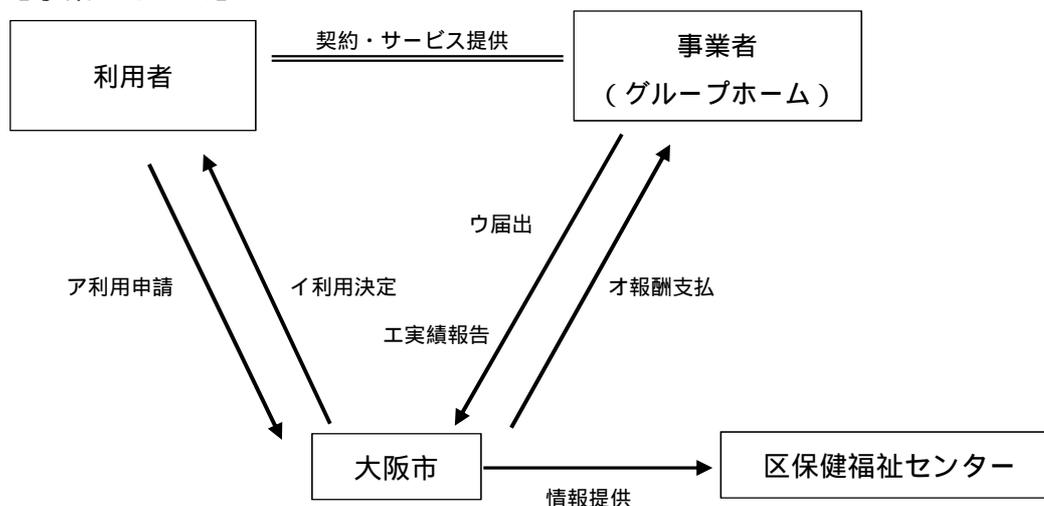
A 入居前支援(入居に係る様々な調整、支援)

利用者への面談、家族等への聴き取り、住宅物件の確保、住宅改造の内容の検討、日中活動場所の確保、家主・近隣への挨拶、体験入居中の支援等

B 入居後支援(移行後～安定期までの支援)

日中支援(日中活動による外出を除く)、夜間支援

【事業スキーム】



2. 障がい特性に対応した住宅改造費用の一部助成 [令和2年度予算：22,200千円]

新たに強度行動障がいのある方を受け入れるグループホームに対して、個々の障がい特性に対応するための住宅改造に係る改造費補助の区分を新たに設け、ハード面での環境を整備する。

〔住宅改造の例〕

- ・ 転落防止のための柵の設置
- ・ 転落防止のため窓に格子戸を設置
- ・ 防音のため二重窓を設置
- ・ 安全のため強化窓ガラスを設置
- ・ 壁や床を遮音シートや衝撃吸収材に変更 など

3. 今後の予定

- ・ 事業の広報（本市HP、グループホーム等事業所、基幹相談支援センターなどを予定）
- ・ 強度行動障がいにかかる研修（グループホーム事業所、基幹相談支援センター）

地域移行支援に関する重層的研修

< 第3層 >

具体的支援を考える
個別研修

相談支援調整事業によるスーパーバイザーの派遣

テーマ：個々の障がい特性等に応じた支援に関する専門的助言・研修
講師：知識や経験が豊富なスーパーバイザー

< 第2層 >

支援方法を学ぶ
専門研修

大阪市障がい者相談支援研修センターによる研修

テーマ：施設から地域へ 強度行動障がいのある人への支援を中心に
講師：学識経験者・地域移行支援に取り組む実務経験者
対象者：相談支援事業所・グループホームに勤務する職員
定員：50名程度

大阪市社会福祉研修・情報センターによる研修

テーマ：強度行動障がいのある人の支援方法について
講師：学識経験者
対象者：グループホームの世話人・生活支援員
定員：50名程度

< 第1層 >

基本的知識を学ぶ
基礎研修

大阪市社会福祉研修・情報センターによる研修

テーマ：障がいのある人の自己決定とその支援について
講師：学識経験者
対象者：福祉関係施設・事業所に勤務する職員
定員：36名程度

○障害児入所施設改革に関する基本的視点と方向性

「①ウェルビーイングの保障」「②最大限の発達保障」「③専門性の保障」「④質の保障」「⑤包括的支援の保障」

○施設種別ごとの課題と今後の方向性

機能	福祉型障害児入所施設	医療型障害児入所施設
1)発達支援機能	<ul style="list-style-type: none"> ・ケア単位の小規模化の推進 ・施設職員の専門性の向上と、教育と福祉のライフステージに沿った切れ目ない連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉的支援の強化のための保育士等の配置促進 ・医療的ケア児の判定基準についての研究成果を踏まえた、重症心身障害児以外の医療的ケア児に対する更なる支援
	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな施設類型として地域小規模障害児入所施設(障害児グループホーム)(仮)の導入の検討 	
2)自立支援機能	<ul style="list-style-type: none"> ・早い段階から退所後の支援に取り組むための関係機関との連携を担うソーシャルワーカーの配置促進 ・18歳以上の入所者への対応(いわゆる「過齢児問題」) <ul style="list-style-type: none"> ① 障害児入所施設の指定を受けていることをもって障害者支援施設の指定を受けているとみなす現行のみなし規定(令和3年3月31日まで)の延長は行わない ② 22歳程度までの柔軟な対応や障害特性等によりどうしても受け入れ困難なケースにおける対応も含めた退所後の処遇の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・療養介護への移行を行う際のアセスメントや協議の実施 ・地域移行に向けた外泊の実施に対する更なる支援 ・肢体不自由児に対する有期有目的の入所支援の更なる活用推進と重症心身障害児に対する活用促進の検討
	<ul style="list-style-type: none"> ① 障害児入所施設の指定を受けていることをもって障害者支援施設の指定を受けているとみなす現行のみなし規定(令和3年3月31日まで)の延長は行わない ② 22歳程度までの柔軟な対応や障害特性等によりどうしても受け入れ困難なケースにおける対応も含めた退所後の処遇の検討 	
3)社会的養護機能	<ul style="list-style-type: none"> ・心理的ケアを行う専門職の配置及び職員に対する更なる研修の実施 ・児童相談所との連携 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所等訪問支援等による障害児入所施設から児童養護施設・乳児院への専門性の伝達 	
4)地域支援機能	<ul style="list-style-type: none"> ・障害児等が抱える課題解決に向けて必要となる支援について総合調整の役割を担うソーシャルワーカーの配置促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・短期入所が地域の中で計画・運営されるよう次期障害児福祉計画の中で明示
	<ul style="list-style-type: none"> ・障害児の代替養育として委託されている里親、ファミリーホームの支援 	
5)その他	<ul style="list-style-type: none"> ・契約による入所児童と措置による入所児童についての現行の取り扱いを示した厚生労働省通知の再周知及び全国の状況の継続的把握・共有 ・運営指針の策定等、質の確保・向上の仕組みの導入の検討 ・「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」や社会的養護分野におけるアドボケート制度を参考とした障害児の意見表明の促進 ・入所施設と他の障害福祉サービスを柔軟に併用できる仕組みの検討 ・入所の措置権限を有する都道府県と退所後の地域生活を支える役割を主に担う市町村との連携強化 ・市町村への入所決定権限付与についての検討 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・現行4.3対1となっている福祉型の職員配置基準について少なくとも児童養護施設の目標と同等の4対1程度までの引上げ 	

➤厚生労働省は、第2期障害児福祉計画や令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等において実現が図られるよう検討するとともに、厚生労働省内担当部局や文部科学省等の他省庁との連携をより一層推進すべきである。

障害児入所施設の現状

障害児入所施設 指定事業所数、児童数

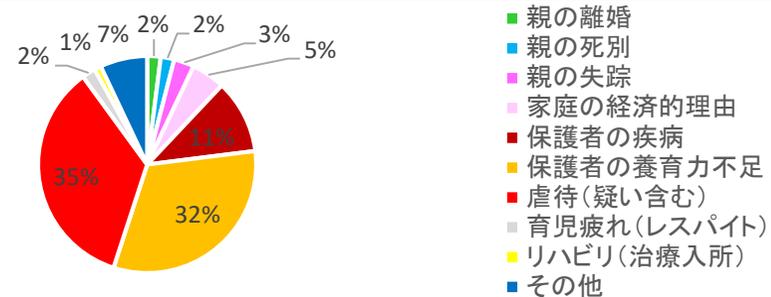
	福祉型					医療型			合計
	知的	自閉	盲	ろうあ	肢体	自閉	肢体	重心	
指定事業所数	235	4	6	7	8	3	57(16)	208(72)	528
定員	7,621	67	108	155	262	78	3,395(1,358)	21,188(7,434)	32,874
現員	6,558	46	73	78	189	34	2,122(967)	19,268(6,737)	28,368
児童数	5,100	43	68	70	163	34	1,036(190)	2,213(648)	8,727
措置	3,351	13	65	53	111	15	311(68)	630(169)	4,549
契約	1,749	30	3	17	52	19	725(122)	1,583(479)	4,178
18歳以上	1,458	3	5	8	26	0	1,086(777)	17,055(6,089)	19,641

※ 括弧内は国立病院機構の施設数又は人数の内数
 ※ 重心心身障害児の定員には療養介護も含まれている
 出典:厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課 障害児・発達障害者支援室調べ(平成31年3月26日時点)

福祉型入所施設の入所理由

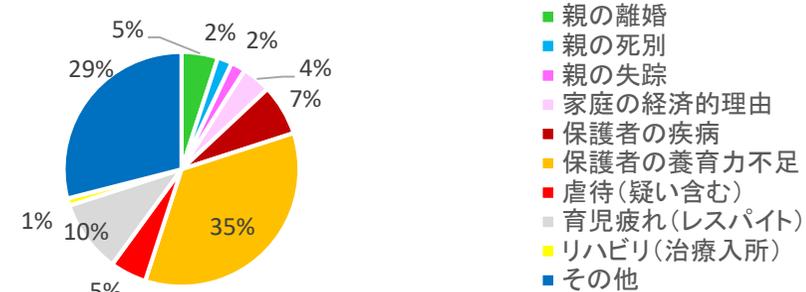
措置

n=4247



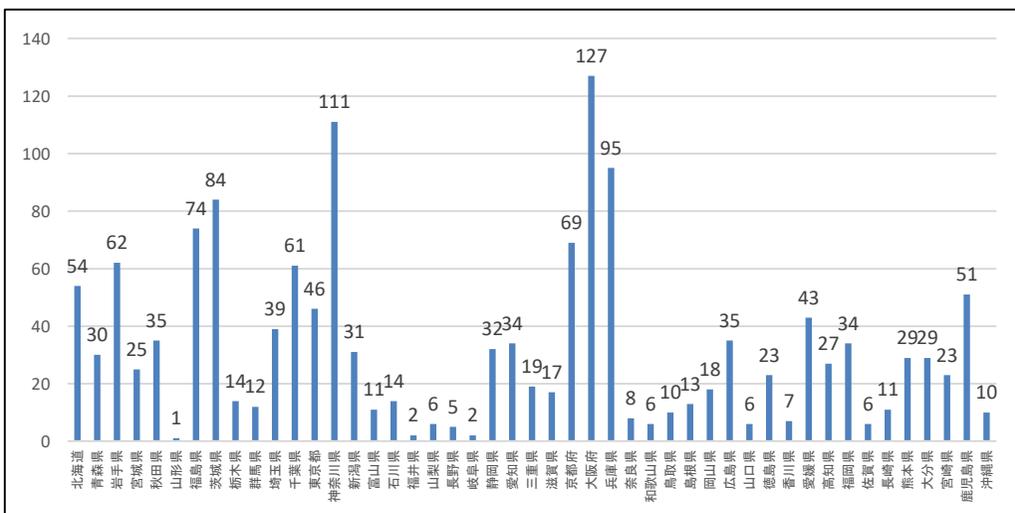
契約

n=2682



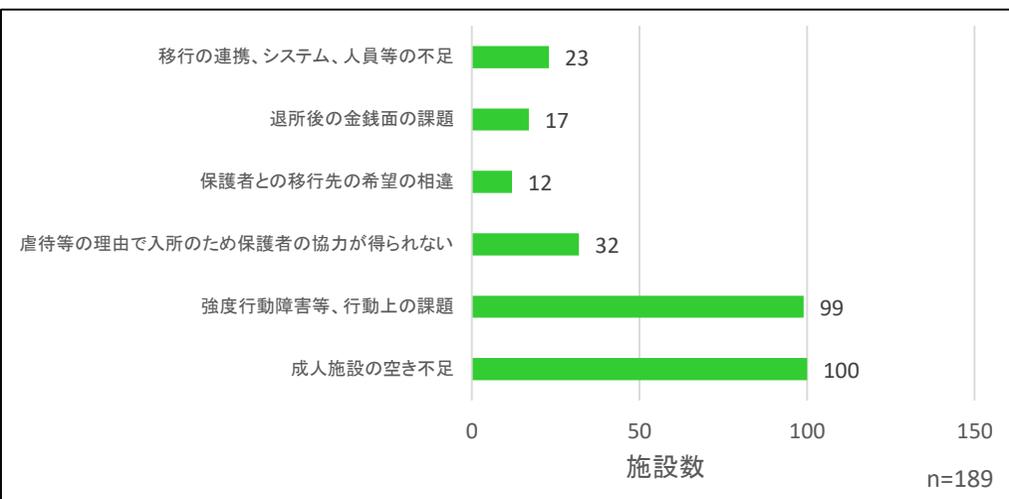
※ 「保護者の養育力不足」の実際の内容には、子どもの障害の状態や家族へのサポート体制がどのようだったか等、様々な要因があることが考えられることに留意する必要がある。
 出典:厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課 障害児・発達障害者支援室調べ(平成31年3月26日時点)

福祉型入所施設における過齢児の数(都道府県別)



出典:厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課 障害児・発達障害者支援室調べ(平成31年3月26日時点)

福祉型入所施設における移行を進める上での主な課題



※ 複数回答
 出典:厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課 障害児・発達障害者支援室調べ(平成31年1月17日時点)